

電気主任技術者の外部委託制度に係るQ&A集

平成18年6月26日一部追加修正

施行規則

第2号ニ

Q. 法人のマネジメントシステムは、社内規程等に規定さえされていれば、規則第52条の2第2号ニの規定を満たしているのか？

A. 規則第52条の2第2号ニに保安管理業務を遂行するための体制が、審査により明らかに機能しないことが判明したり、実態上も実質的に機能していないのであれば、満たしているとは言えません。

第2号ニ

Q. 規則に「保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」とあるが、たとえば工事会社が業務を行う場合の体制は「部」あるいは「課」等で工事担当部署と分ける必要はあるか。

A. 一般的に、保安管理部署と他の部署との責任関係を明確化するため、分離独立した組織とすることが望ましいと考えます。

第2号ホ

Q. 保安業務従事者若しくは、保安業務担当者自身の責任で承認取り消しとなった場合、その保安業務従事者を2年間保安管理業務に従事させていなければ、法人としては契約が可能か？

A. 当該取り消し事由について、明らかに法人の責めに帰すことができない場合にあっては、法人としての契約は可能です。

第2号ヘ

Q. 「責めに任ずべき者」とは、具体的に誰を想定しているのか？

<例> 電気保安法人、保安業務従事者、保安業務担当者？

A. 法人ではなく、保安業務従事者（保安業務担当者を含む。）を指します。

第53条 第1項

- Q. 電気事業法施行規則第53条第1項第3号において、前条（第52条の2）の要件に該当することを証する書類の内、第52条の2第1号へ及び同条第2号ホ、ヘについて証する書類とは、具体的に何か。また、その証明者は誰になることができるのか。
- A. 要件に該当する旨の宣誓を行うこととなります。証明者は、個人であれば本人であり、法人であれば法人の代表者になります。

第53条 第2項

- Q. 設置者と電気保安法人との契約継続中に、保安業務担当者が変更した場合、承認条件に変更が生じるので、承認申請書を再度提出することによって条件を確認し、承認し直すこととなるのか？
- A. 契約内容にもよりますが、当該変更があった場合に再契約となる場合は、再申請が必要となります。なお、再契約とならない場合は再申請は必要ありませんが、変更後の保安業務担当者の要件等について報告していただくことになります。

第53条 第2項

- Q. 規則第53条第2項第3号に「委託契約は保安管理業務を委託するのみを内容とする契約であること」とあるが、ビルメンテナンス等の総合保安管理業務（電気・空調・給排水衛生設備）の契約書でも大丈夫か。
- A. 保安業務レベルの低下を来すことのないよう、他の業務と一体となった契約ではなく、保安管理業務を委託するのみの独立の契約として公正さ、適正さを確保することが必要です。

第53条 第5項

- Q. 施行規則で法人についての罰則がうたってあると解釈（2年間の営業停止）していますが、間違いないか？
- A. 法令違反に対し厳正に対処するため、規則第52条の2第2号ホに取消しの日から2年を経過しない者であることを定めています。

告示

第1条

Q. 事業用電気工作物の実務経験のみとし、一般用電気工作物の経験は認めないのか？

A. 外部委託制度は事業用電気工作物の保安管理を行うものであるため、認められません。

第2条

Q. 告示第2条の絶縁抵抗計は低圧用・高圧用の区分が無いが、どちらか片方でも大丈夫か。また、電流計、電圧計については、それぞれの機能を内蔵したマルチメーター1台でも大丈夫か。

A. 保安管理業務を行う事業場の状況に応じて、低圧用、高圧用の必要性について判断して下さい。また、当該マルチメーターの場合は、一般的に該当機器を保有していると考えます。

第4条

Q. 一つの発電所に複数の発電設備が設置されている場合、設備毎に点検頻度を設定することが可能か？

＜例＞ 1号発電設備（内燃力、パッケージ型、保守契約有り） 3ヶ月に1回点検

2号発電設備（ガスタービン、パッケージ型、保守契約無し） 毎月1回点検

A. 可能です。その場合、契約書や保安規程などに設備毎の点検頻度を明記する必要があります。また、換算係数については、設備の総体として合計出力から算定します。（太陽電池発電所については、別途換算係数を算定します。）

Q. 低圧受電の需要設備は、同一事業場に設置される発電設備の点検頻度にかかわらず、隔月1回以上の頻度で点検を行わなければならないのか？

A. 発電設備（非常用のものを除く）と同一の事業場に設置される低圧受電の需要設備については、当該発電設備と一体のものとみなせるので、当該発電設備の点検頻度で点検を行うことが可能です。例えば、出力25kWの太陽電池発電所が設置されている低圧受電の需要設備の場合、毎年2回以上の点検頻度とすることができます。

第4条第2号の2

Q. 「内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備」
とは、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものだけが対象となるのか？

A. 原則として、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものが対象となりますが、当該設備を複数台設置することにより、別途、筐体外に共通の制御盤等を設置するものも対象と考えます。

Q. 「契約により保守が実施されるもの」とは、設備の保守契約でなくメーカー保証でも認められるのか？

A. メーカー保証の中で、定期的な消耗品等の交換、機器の点検など保守が行われるのであれば、「契約により保守が実施されるもの」と認められます。

内規（審査基準）

（個人事業者の兼業等） 3.（1）

Q. 兼業は基本的に認められないと考えて良いのか？その証明は自己申告だけでOKか？

A. 兼業により時間的、身体的な制約を受け保安上の問題が生じるおそれがあるため、承認に当たっては、慎重を期すこととします。なお証明は、申請の際に兼業、兼職に関する自己証明書を添付していただきます。

（法人のマネジメントシステム） 3.（2）

Q. 法人は、既存の法人でも保安全管理業務部門が独立していればどのような法人でも良いのか？

A. 法令に基づき設立された法人であれば特に業種による制限はありません。

（法人のマネジメントシステム） 3.（2）

Q. 協同組合組織もここでいう法人となるのか？

また、法人であると認められる場合、組合員が保安業務従事者となって問題はないのか？
法人名以外の名称を使用する事は、認められるのか？

A. 法令に基づき設立された法人である協同組合（協同組合は中小企業等協同組合法に基づき設立されています）は法人として扱うことになります。その場合、法人の構成員であって組合員の場合は当該組合に雇用されていないため認められません。

なお、法人名以外の名称は認められません。

Q. 有限責任事業組合はここでいう法人となるのか？

A. 法人格がないため、法人として扱うことはできません。

（法人のマネジメントシステム） 3.（2）

Q. 法人のマネジメントシステムの単位は、1 法人につき 1 マネジメントシステムとするのか？地域、組織ごとに分割可能とするか？

A. 保安全管理業務に係るマネジメントについて、保安全管理業務の統制を本部で一括して行っているのか、支部毎に任されているかなどで、法人毎にマネジメントシステムの単位は変わることもあり得るため、一律 1 法人 1 マネジメントシステムとする必要は必ずしもありません。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)①

Q. 保安全管理業務を行う従業員は、正社員で無くてはならないのか？雇用形態は？（保険等の関係もあり、パートとかではダメなのか？）確認方法は？

A. 法人の従業員であることが担保された雇用形態が必要です。ただし、保安全管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ（委託契約期間を満たさない期間の短期契約社員を保安業務担当者とする等）がないことが必要です。なお、確認のため、雇用証明書を添付していただきます。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)②

Q. 法人の保安全管理業務について、レビューを行う間隔は法人任せで良いのか？

「適切な改善を図る」とは、どれだけ改善すれば適切なのか？

A. レビューを行うことを社内規定等に明確かつ具体的に規定することが必要であり、レビューを行う間隔やその内容は、法人が自主的に定めるべきものです。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)③

Q. 保安全管理業務以外の職務とは？ 点検以外に竣工検査とか年次点検作業及びそれを補助する作業も保安全管理業務の中に含まれるのか？ これらの作業に従事する者にも保安業務従事者としての要件が要求されるのか？

A. 事業用電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安の監督が保安全管理業務となりますので、それ以外が保安全管理業務以外となります。一般的に竣工検査や年次点検作業は、保安規程で定められているため、保安全管理業務に含まれます。また、これらの作業を行うに当たって、保安業務従事者の指示の下に補助作業を行う者には、保安業務従事者としての要件は課されません。

Q. 電気工作物の保安に関する職務とは？

A. 電気工作物の検査、事故防止のための工事（点検・試験の結果、至急修理・改修を必要なもの）や事故・災害時の応急処置として行う工事などが電気工作物の保安に関する職務となります。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)③

Q. 「保安業務担当者は保安全管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと」とありますが、担当を持たない保安業務従事者は、他の職務を兼務しても良いのでしょうか？

A. 兼職規制の対象は、あくまでも事業場を担当する保安業務担当者となります。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ロ

Q. ある事業場において、保安業務担当者が審査基準 (2) ④の要件を満たした上で1名の保安業務従事者に点検を命じたとき、その保安業務従事者は自らも点検しながら他の者に点検作業を手伝ってもらうことは可能か？

A. 可能です。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ロ

Q. 上記の場合、手伝う者はどのような要件を要するか？

A. 特に要件はありませんが、保安業務従事者の監督の下、作業を行う必要があります。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ハ

Q. 保安業務担当者の指揮命令下に、6名の保安業務従事者がおり、常に2名体制で点検することとなっている場合、各保安業務従事者には何点分まで点検を行わせることが可能か？

① 5. 5 ($33 \div 6 = 5. 5$)

② 6. 6 (ペアで1人として $33 \div 3 = 11$ 。小さい方にとって6. 6)

A. 保安業務担当者の指揮命令下にある者はあくまでも6名であることから、①となります。

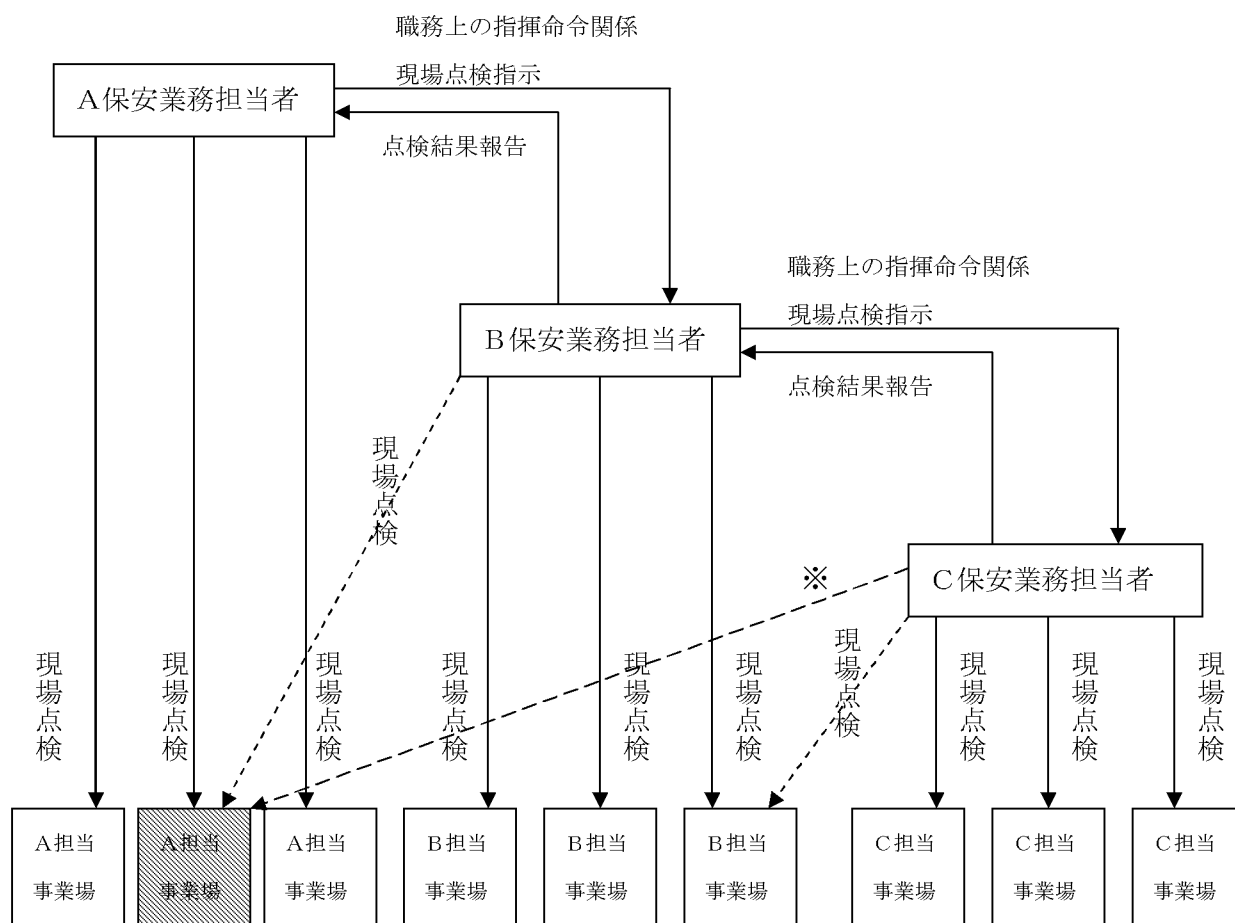
Q. 保安業務担当者の指揮命令下にある保安業務従事者の換算係数を算定する際、小規模高圧需要設備を換算係数から除くことが可能か？

A. 告示第3条に準じて、保安業務従事者ごとに小規模高圧需要設備を10件まで換算係数から除くことが可能です。

(法人のマネジメントシステム) 3. (2)④ハ

Q. 法人のマネジメントシステムについて (2) ④ハで「特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。」とあるが、一般的なピラミッド型の組織であって下図のような指揮命令関係にある場合、C担当者がB担当者の事業場を点検することは可能か。

可能である場合、A担当者がB担当者に点検指揮した事業場（斜線）について、B担当者がその事業場（斜線）の点検をさらにC担当者に指揮することができるのか。（※印の矢印）



A. 職務上の指揮命令関係から判断して、B担当者の指示のもとC担当者が従事者として、B担当者の事業場を点検することは可能です。しかし、A担当者の指示を受けたB担当者がさらにC担当者に指示をして、A担当者の事業場をC担当者に点検させようとすることは、A担当者が自らの職務上の指揮命令関係でないC担当者に指示を行うことになるため、認められません。

(法人の保安業務担当者等の明確化) 3. (3)

Q. 契約書の別紙で担当者を定めることとしているが、担当者を変更した場合はどうするのか？

A. 保安業務担当者の要件等について確認する必要があるため、法人から定期的に保安業務担当者の配置状況や受託換算件数等の報告をしていただくこととなります。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置) 3. (6)

Q. 過疎地域等の自家用電気工作物に対して、審査を行う場合の配慮基準はどのようなのか？

A. 過疎地域等の場合、設置場所から2時間以内に到達出来る電気管理技術者等が存在しない場合が考えられるため、そのような点を配慮する必要があると考えられます。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施) 3. (7)ロ

Q. 審査基準(7)ロの「身分を示す証明書」について、法人の場合は「社員証」等が想定できるが、個人の管理技術者の場合「身分を示す」とは何を示せば良いのか？

A. 電気管理技術者本人の確認が行えるものを指し、例えば運転免許証等になります。

(その他)

Q. 個人の管理技術者が法人を設立した場合、今まで個人で承認を受けていた分と法人設立後に法人として承認を受けた分を併任して良いか？

A. 個人と法人のどちらか一方になります。一般的に個人が法人に移った場合は、法人として再申請することとなります。

Q. 一つの事業場を複数の保安業務担当者で点検することは可能か。また、一つの事業場を複数の保安業務従事者で点検することは可能か？

A. 契約内容によっては、複数の保安業務担当者が存在することは考えられます。また、それぞれの担当者から指示を受けた従事者が存在することも考えられます。

Q. 現在の管理技術者が、現在の契約先の需要家を抱えて法人に移ったとき、個々の契約を法人が一括して引き継ぐことは可能か？

A. 設置者が法人と委託契約を締結する必要があるため、再申請の必要があります。

Q. 個人の事業者が、法人を設立して営業活動のみを法人として行い、保安管理業務の参入に関しては個人のままで行いたいと考えているが良いか？

A. 保安管理業務の契約の一環として営業活動を行っていることとなるため、法人として参入していただきます。